

令和7年度版

頑張る企業を 応援します！

富士市産業支援メニュー



富士市地域産業支援センター
(Beパレットふじ)

Beパレットふじ

富士市地域産業支援センター

詳しくは **富士市企業支援情報ボックス**

検索



コーディネーターや地域産業支援機関の職員が、経営や起業・創業など、あらゆるテーマに関する課題解決のためのサポートを行います。事前予約制となっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【日 時】月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始等を除く。) 8時30分から17時15分まで

【相 談】1回当たり60分程度・無料

【住 所】富士市永田北町3番3号 富士市立中央図書館分館2階

【問合せ】TEL 0545-52-6777 FAX 0545-52-6788

E-mail sangyou-center@ex.city.fuji.shizuoka.jp



中小企業・小規模企業の

資金支援(融資)

■ 小口資金

対 象 者	・従業員30人(商業・サービス業10人)以下の法人又は個人で、市内に主たる工場・事業所を有するもの ・3か月以上継続して同一事業を行っているもの
資 金 使 途	事業資金
貸付限度額	700万円
貸 付 利 率	1.6%(基準金利2.08% うち、市利子補給率0.48%)
保 証 料 等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返 済 期 間	5年以内
償 還 方 法	元金均等月賦払
申 込 先	各金融機関



■ 短期経営改善資金

対 象 者	・従業員50人(商業・サービス業20人)以下の中小企業者及び組合で、市内に主たる工場・事業所を有するもの ・1年以上継続して同一事業を行っているもの
資 金 使 途	運転資金
貸付限度額	中小企業者700万円、組合1,500万円
貸 付 利 率	1.5%(基準金利2.06% うち、県利子補給率0.26%、市利子補給率0.30%)
保 証 料 等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返 済 期 間	5か月以内
償 還 方 法	元金均等月賦払、元利均等月賦払又は一括払
申 込 先	各金融機関



■ 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

対 象 者	・従業員20人(商業・サービス業5人)以下の法人又は個人で、資金の融資申込みの日以前において市内で事業を営んでいるもの ・富士商工会議所又は富士市商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫に資金の融資申込みをしたもの
資 金 使 途	設備資金・運転資金
貸付限度額	2,000万円
貸 付 利 率	申込先にお問い合わせください(市利子補給率0.5%)。 ※市の利子補給は、最初の利子支払日から起算して2年以内とする。
保 証 料 等	無担保・無保証人(法人の場合、代表者の保証も不要)
返 済 期 間	設備資金10年以内、運転資金7年以内
償 還 方 法	元金均等月賦払
申 込 先	富士商工会議所(TEL.0545-52-0995)又は 富士市商工会(本所・鷹岡事務所 TEL.0545-71-2358 富士川事務所 TEL.0545-81-1280)



資金を支援します！

融資に関するお問い合わせ
産業支援課：TEL.0545-55-2873

■ 経済変動対策貸付資金

対 象 者	・市内に主たる工場・事業所を有する中小企業者及び組合 ・1年以上継続して同一事業を行っているもの ・最近3か月の売上高が前年同期に比べ10%以上減少していること。 ・最近6か月の売上高が前年同期に比べ5%以上減少していること。 など
資 金 使 途	設備資金・運転資金
貸付限度額	5,000万円
貸 付 利 率	1.3%(基準金利2.07% うち、県利子補給率0.47%、市利子補給率0.30%)
保 証 料 等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返 済 期 間	10年以内(設備資金3年以内、運転資金2年以内据置)
償 還 方 法	元金均等月賦払又は元利均等月賦払
申 込 先	各金融機関



■ 開業パワーアップ支援資金

対 象 者	・市内で創業しようとするもの又は創業して5年未満のもの ・市内において分社する又は分社して5年未満の中小企業者等 ・創業後5年未満の個人事業主が新たに設立した法人
資 金 使 途	設備資金・運転資金
貸付限度額	3,500万円 ※設備資金・運転資金の合計
貸 付 利 率	0.6%以内 (金融機関所定金利2.07%以内 うち、県利子補給率0.47%以内、市利子補給率1.00%以内) ※創業関連保証、再挑戦支援保証では利率が異なる。 ※市の利子補給は、最初の利子支払日から起算して2年以内とする。
保 証 料 等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返 済 期 間	10年以内(1年以内据置可 ※スタートアップ創出促進保証は3年以内)
償 還 方 法	元金均等月賦払又は元利均等月賦払
申 込 先	各金融機関



※利率及び利子補給率については、令和7年4月1日現在のものです。
なお、お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合があります。

- 中小企業者とは…中小企業基本法第2条に掲げるものをいいます。
- ・製造業・その他の業種…従業員300人以下 又は 資本金3億円以下
 - ・卸売業……………従業員100人以下 又は 資本金1億円以下
 - ・サービス業……………従業員100人以下 又は 資本金5,000万円以下
 - ・小売業……………従業員50人以下 又は 資本金5,000万円以下 など
- 中小企業団体とは…中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する団体(※)をいいます。
- ※事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

補助金・奨励金

大学・研究機関との共同研究を応援します！

◆産学連携ものづくりチャレンジ補助金

市内の中小企業者等が行う高等教育機関又は試験・研究機関との共同研究・開発に係る経費の一部を補助します。

対 象 事 業	新製品、新技術、製造・生産方法の開発を目的として、国内の大学又は短大、高等専門学校、公的研究機関並びにこれと同様と認められる外国の教育、試験・研究機関と連携して実施する研究及び開発に関する事業
対 象 者	①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業団体のうち、製造業を営む者 ②上記の者を含む2者以上の企業で組織される共同体(グループ) ※1事業者当たり同一年内1回(産学連携CNFチャレンジ補助金との併用は不可)
補 助 対 象 経 費	・連携する大学等に支払う経費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費 ・機械装置、工具又は器具の購入又は借用に要する経費 ・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費 ・技術指導者の受入れに要する経費
補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	補助対象経費の合計額の3分の2以内 限度額50万円 ※同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とします
問 合 せ	事前にお問い合わせください。産業政策課CNF・産業戦略担当 TEL.0545-55-2779



SDGsで定めるゴールの達成・温室効果ガス排出量削減に寄与するものづくり事業を応援します！

◆エネルギー高騰対策SDGsものづくり高度化事業補助金 (SDGsの達成・温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業)

市内の製造事業者が行う温室効果ガス排出量削減に寄与する新たなものづくり事業に係る経費の一部を補助します。

対 象 事 業	パートナーシップを構築しSDGsで定めるゴールの達成と温室効果ガス排出量の削減に寄与する新たな新製品の開発や技術の導入等による新たなものづくり事業
対 象 者	市内に本社又は主たる事業所を有し、製造業に属する中小事業者等
補 助 対 象 経 費	・視察等の旅費 ・原材料及び副資材、消耗品の購入に要する経費 ・技術指導者の受入れに要する経費 ・産業財産権関連経費 ・機械装置、工具又は器具の購入又は借用に要する経費(※) ・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費 ※同経費は補助対象経費全体の3分の2相当額(上限150万円)を経費に算入可能
補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	補助対象経費の合計額の3分の2以内 限度額150万円
問 合 せ	事前にお問い合わせください。産業政策課CNF・産業戦略担当 TEL.0545-55-2779



CNFの実用化に向けた共同研究・開発を応援します！

◆産学連携セルロースナノファイバーチャレンジ補助金

CNFの用途開発に関する高等教育機関又は試験・研究機関との共同研究・開発に係る経費の一部を補助します。

対 象 事 業	CNFに関する新製品、新技術、製造・生産方法の開発を目的として、大学等と連携して実施する研究及び開発に関する事業 ※大学等とは、以下を指す。 ・国内の大学又は短大、高等専門学校、公的研究機関並びにこれと同様と認められる外国の教育、試験・研究機関 ・原料としてのCNFの製造、研究等を行う事業者
対 象 者	①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業団体のうち、製造業を営む者(ただし、原料としてのCNF製造、研究等を行う事業者を除く) ②上記の者を含む2者以上の企業で組織される共同体(グループ) ※1事業者当たり同一年内1回(産学連携ものづくりチャレンジ補助金との併用は不可)
補 助 対 象 経 費	・連携する大学等に支払う経費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費 ・機械装置、工具又は器具の購入又は借用に要する経費 ・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費 ・技術指導者の受入れに要する経費
補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	補助対象経費の合計額の3分の2以内 限度額100万円 ※同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とします。
問 合 せ	事前にお問い合わせください。産業政策課CNF・産業戦略担当 TEL.0545-55-2779



特許権等を取得しようとする企業を応援します！

◆産業財産権取得事業補助金・海外産業財産権取得事業補助金(PAT支援事業)

中小企業者等の技術、新製品等の開発を促進するとともに、その保護を図るため、国内又は国外において産業財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)を取得しようとする市内の中小企業者等を対象に、経費の一部を補助します。

対 象 者	市内に本社又は主たる事業所を有する ①中小企業者 ②事業協同組合などの中小企業団体 ③商店街振興組合 など
補 助 対 象 経 費	出願料、弁理士手数料、先行技術調査費用、図面作成料、出願審査の請求料(特許権のみ)、登録料(実用新案権のみ)
補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	補助対象経費の合計額の2分の1以内、限度額30万円
補 助 回 数	1事業者当たり同一年度内に産業財産権ごと1回 ただし、同一年度内の合計補助額は30万円を超えないこと。
問 合 せ ・ 申 込 み	【国内】出願の日から30日以内に申請すること。 【海外】出願の日から90日以内に申請すること。 産業支援課 TEL.0545-55-2873



※国内における特許権の出願については、原則として出願と同時に出願審査請求を行う場合に限りです。

中小企業が行う経営革新事業を支援します！

◆富士市中小企業経営革新事業補助金

中小企業等経営強化法に基づき策定され、県の承認を受けた経営革新計画に定められた経営革新事業を実施する市内の中小企業者等を対象に、経費の一部を補助します。

対 象 者	県の中小企業経営革新計画の承認を受けており、市税を完納している市内中小企業者又は中小企業団体
補 助 対 象 経 費	(1)新商品・新技術・新役務開発に係る経費 (2)販路開拓に係る経費 (3)生産性向上に係る経費 ※対象費目はHPを参照
補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	補助対象経費の2分の1以内、限度額50万円 ※県補助金や市の他の補助金との併用可能。 ただし、それぞれの補助の対象となる事業・経費を明確に区分すること。
補 助 回 数	※1つの計画において申請1回まで。複数計画を実施時でも年度内の申請は1回のみ。
問 合 せ ・ 申 込 み	産業支援課 TEL.0545-55-2873



中小企業の販路拡大を支援します！

◆富士市新商品等マーケティング事業支援補助金

物価高騰の中、新商品等の販路拡大を目指す市内の中小企業者等を支援するため、新商品等マーケティング事業(デジタルマーケティング事業、ECサイト等出店出品事業、展示会等出展事業)を行う市内の中小企業者等を対象に、経費の一部を補助します。

対 象 者	新商品等マーケティング事業に取り組む市内に本社又は主たる事業所がある中小企業者等
補 助 対 象 経 費	(1)デジタルマーケティング事業 新商品等に係るオンライン広告配信に係る委託費 (2)ECサイト等出店・出品事業 新商品等をECサイト又はECモールに出店し、又は出品する事業に係る経費 (3)展示会等出展事業 新商品等の販路を拡大するため、新商品等を国内又は海外における展示会、見本市等に出展する事業に係る経費
補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	補助対象経費の2分の1以内とし、限度額については、それぞれに定める。 (1)デジタルマーケティング事業 限度額20万円 (2)ECサイト等出店・出品事業 限度額10万円(海外のECサイト又はECモールにあっては20万円) (3)展示会等出展事業 限度額20万円(海外の展示会にあっては40万円)
補 助 回 数	※1事業者当たり1回
問 合 せ ・ 申 込 み	産業支援課 TEL.0545-55-2873



中小企業等が行う従業員の奨学金の返還支援を補助します！

◆人材アシストU-30(富士市中小企業等奨学金返還支援補助金)

若い世代の人口確保及び中小企業等の人材確保を図るため、従業員に対して奨学金返還支援を実施する中小企業等に対して、支給した額の一部を補助します。

対 象 者 (要件を全て満たしているもの)	・中小企業基本法に定める中小企業者及び小規模企業者、社会福祉法人(社会福祉協議会を除く。)、医療法人、特定非営利活動法人、幼稚園又は認定こども園を設置する学校法人のいずれかに該当すること。 ・就業規則、賃金規則等に奨学金の返還支援制度を定め、実施していること。(中小企業等が当該奨学金の返還額の一部又は全部を奨学金貸与機関に直接送金することにより支援することを含む) ・市内に事業所があること。・市税を完納していること。
補助対象従業員 (要件を全て満たしているもの)	・正規雇用であり、雇用期間の定めのないこと。 ・過去に奨学金を受給し、現在、返還義務があること。 ・富士市民であること。 ・30歳未満であること。
補助対象経費	対象者が奨学金の返還支援制度に基づき補助対象従業員に支給した手当等の額(中小企業等が奨学金貸与機関に直接送金する場合は、送金する額)
補助金額	補助対象経費の9割を市が補助します。 上限額は補助対象従業員1人当たり10万円、1対象者につき50万円を上限とします。
問合せ・申込み	商業労政課雇用労政担当 TEL. 0545-55-2778



専門家を活用してステップアップ! 実務経験豊かな人材が「力」になります!

◆専門家派遣制度

創業に関する課題・問題や、経営体質の改善、マーケティング戦略・営業戦略、ITの有効活用、事業継続計画(BCP)策定など、中小企業の皆様が抱える課題・問題の解決を支援するため、地域内産業支援機関と連携し、地域内産業支援機関から推薦された各分野の専門家を派遣します。

派遣費用	専門家に支払う謝金の2分の1を負担していただきます。(15,000円+消費税/回)
派遣回数	同一年度内1案件につき5回まで(同一年度内1案件)

専門家派遣までの流れ



◎原則として、地域内産業支援機関の相談案件に対して派遣します。

地域内産業支援機関とは・・・	富士市地域産業支援センター(Beパレットふじ) 富士商工会議所、富士市商工会 静岡県富士工業技術支援センター、静岡県中小企業団体中央会
問合せ・申込み	地域産業支援センター(Beパレットふじ) TEL.0545-52-6777



企業立地を支援します!

◆企業立地促進奨励金

市内において事業規模の拡大又は新たな事業を行う目的で、市内において土地を購入又は賃借し、事業所の新設、増設又は移設を行う事業者に対し、奨励金を交付します。



◆ものづくり力向上事業補助金

市内において事業規模の拡大及び生産性の向上を図る目的で、機械設備の購入又はこれに伴う家屋の新築、増築若しくは改修を行う事業者に対し、補助金を交付します。



◆オフィス立地促進事業費補助金

市内の都市機能誘導区域(まちなか(富士駅・新富士駅・市役所・吉原本町周辺)に限る)において、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大につながるオフィスを新たに設置する事業者に対し、補助金を交付します。



その他の支援

中小企業の労働生産性向上の実現を支援します！

◆先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例

中小企業等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図る目的で「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を受けた場合、税制支援などの支援措置を受けることができます。

対 象	中小企業者等であって、市の「導入促進基本計画」において対象となる業種であること、事業等
対 象 者	先端設備等導入計画の認定を受けた、資本金が1億円以下の法人、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主など。※先端設備等導入計画の認定要件とは異なります。
対 象 設 備	認定を受けた年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備のうち、令和9年3月31日までに取得したもの。
支 援 措 置	1.5%以上の賃上げ表明有り：3年間、固定資産税の課税標準を2分の1に軽減 3%以上の賃上げ表明有り：5年間、固定資産税の課税標準を4分の1に軽減
問 合 せ	産業政策課企業誘致担当 TEL.0545-55-2906



※先端設備等導入計画の認定申請に当たっては、認定経営革新等支援機関(商工会、商工会議所、金融機関等)による確認が必要ですので、事前に同機関にご相談ください。
※令和7年4月1日時点の情報です。

新規性の高い新商品や新サービスを募集します！

◆富士市トライアル発注推進事業

市内の中小企業者が提供する新規性の高い、優れた新商品・新サービスを市が認定・公表するとともに、必要に応じて市が試験的に発注を行うことで、市内中小企業者を支援する制度です。

対 象 者	市内に事務所又は事業所を有する中小企業者等
対 象 新 商 品 新 サ ー ビ ス	新商品・新サービスの提供に係る実施計画が、技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与し、新たな事業分野を開拓すると認められるもの ※新商品・新サービスの要件(次のいずれにも該当するもの) ・自ら開発し、市内で自ら製造・販売する商品又は自ら提供するサービス ・販売・提供開始からおおむね5年以内の商品又はサービス ・市場性が見込まれる商品又はサービス
事 業 の 流 れ	申請のあった新商品・新サービスについて、意見聴取(学識経験者)、審査会による審査を経て、認定・公表をし、必要に応じて市が発注(随意契約)を行います。
認 定 期 間	3年間 ※期間中は、市ウェブサイト、市公式SNS、報道提供、案内チラシ等により公表し、名称や特性、価格、事業者名などを広く周知します。
問 合 せ	産業支援課 TEL.0545-55-2873



中小企業等のDX・テレワーク推進を支援します！

◆DX・テレワーク推進

市では、「富士市デジタル変革宣言」の「テレワーク先進都市の実現」を目指す具体的な方策や工程を示すものとして「テレワーク推進ロードマップ」を策定し、市内企業・ワーカー向けにセミナーを開催するなど多様なアプローチにより施策を展開しています。



◆DX・テレワーク実践会議室

これまでテレワークを実践したことがない、やり方が分からない市内事業者向けにテレワークを実際に体感していただくほか、テレワークやDXに関する相談ができる施設です。

- 【利 用 時 間】 月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始等を除く。) 9時から17時まで
【場 所】 市立中央図書館分館1階
【利 用 方 法】 予約制
【問 合 せ】 地域産業支援センター(Be/パレットふじ) TEL.0545-52-6777
【利用メニュー】 ・Web会議、テレワーク関連機器のデモ



・テレワーク、DXを活用した業務効率化、働き方改革の相談及び支援
※市内の企業及び個人事業主に対し、テレワークやDXについての初歩的な支援から、実際の機器の導入を含めた具体的な業務効率化の方法の提案を行います。

ふるさと納税返礼品に登録してみませんか？

市では、ふるさと納税の返礼品を通じて、本市の魅力を発信するとともに、地域産業の活性化に繋げていくため、返礼品として商品やサービスを登録いただける事業者を募集しています。

登録された返礼品は、ふるさと納税ポータルサイトに掲載され、自社製品のPRや販路開拓にも繋がりますので、ぜひ登録をご検討ください。

応募条件等の詳細情報は、本市のウェブサイトをご確認ください。



支援情報をお伝えしています！（随時登録）

市では、各種補助金やセミナーなどの支援情報をお伝えするために、メールマガジン「ビズサポ」を発行しています。ぜひご登録ください。

登録方法

- 1 次のアドレスに空メールをお送りください。 → t-fuji@sg-m.jp
(右の二次元バーコードからも登録できます。)
- 2 送られてきたメールに記載されているリンクを開き、画面の指示に従って登録してください。



産業支援機関等の一覧

名 称	電話番号	名 称	電話番号
富士商工会議所	0545-52-0995	富士市商工会 本所(鷹岡事務所) 富士川事務所	0545-71-2358 0545-81-1280
静岡県工業技術研究所 富士工業技術支援センター	0545-35-5190	静岡県中小企業団体中央会 東部事務所	055-926-8220
静岡県よろず支援拠点	054-253-5117	静岡県事業承継・引継ぎ支援センター	054-275-1881
(公財)静岡県産業振興財団 静岡県中小企業支援センター	054-273-4430	静岡県信用保証協会沼津支店	055-926-0100
独立行政法人日本貿易振興機構 静岡貿易情報センター(ジェトロ静岡)	054-352-8643	(公社)静岡県国際経済振興会 (SIBA)	054-254-5161
(公財)ふじのくに医療城下町推進機構	055-980-6333	(一社)静岡県発明協会	054-254-7575
静岡大学 イノベーション社会連携推進機構	053-478-1702	静岡県立大学 地域・産学連携推進室	054-264-5124
沼津工業高等専門学校 地域創生テクノセンター	055-926-5762	静岡技術移転合同会社 (静岡TTO)	053-415-9109

お問い合わせ

富士市 産業交流部 産業支援課

TEL. 0545-55-2873 FAX. 0545-51-1997

URL. <http://fujishi.jp>

E-mail. sa-shien@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市地域産業支援センター(Beパレットふじ)

TEL. 0545-52-6777 FAX. 0545-52-6788

URL. <https://be-palette-fuji.com> E-mail. sangyou-center@ex.city.fuji.shizuoka.jp

富士市 産業交流部 産業政策課

TEL. 0545-55-2952・2779(CNF・産業戦略担当)、2906(企業誘致担当) FAX. 0545-51-1997

URL. <http://fujishi.jp> E-mail. sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp